

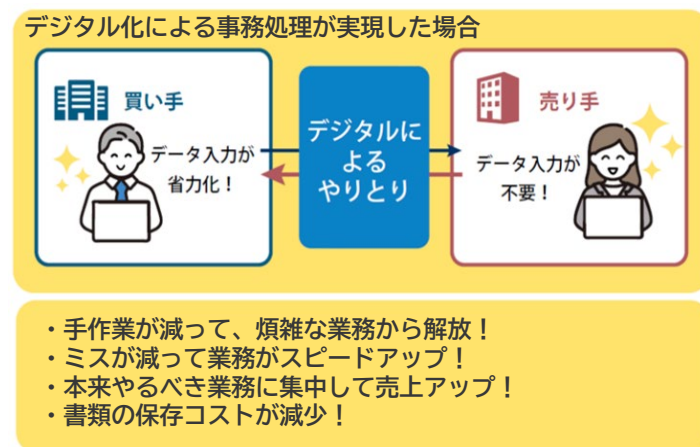
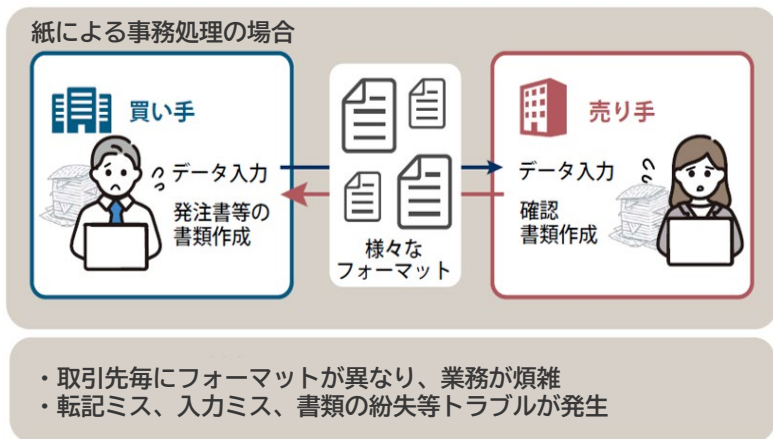
JDTFセミナー2025

電子取引データ保存のポイント
～真実性の確保の要件を中心に～

国税庁 課税部 課税総括課 係長
森永 浩太

事業者の業務のデジタル化について

- ◆ 国税庁では、令和5年6月に公表した「税務行政の将来像2023」において、これまでの「納税者利便の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化」に取り組むことに加え、新たに「**事業者のデジタル化促進**」を後押ししていくこととしています。
- ◆ 税務手続のデジタル化だけでなく、日頃行う業務や事務処理もデジタル化されることにより、事業者の皆様において**正確性の向上、書類保存コストの低減や事務の効率化による生産性の向上**等といったメリットがあると考えています。
- ◆ 事業者の皆様におかれましては、インボイス制度や電子帳簿等保存制度への対応も**きっかけ**にしながら、業務や事務処理のデジタル化をご検討ください。



デジタル化のためには・・・

会計ソフトを導入し、スマホやスキャナによるデータ読み取りやデジタルインボイスの利活用が効果的です!

クラウド会計ソフト等

インターネットバンキング

データを自動で
取込・仕訳

スマホによる読み取り

デジタルインボイス (デジタル to デジタル)

自動の仕訳入力等に加えて、売手の請求から買手の支払処理、最終的な入金消込まで一気通貫で自動化!



電子帳簿等保存制度の概要

- 電子帳簿等保存制度は、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度です。
- 記録の改ざんなどを防止する観点から、保存時に満たすべき一定の要件が電子帳簿保存法で定められています。

① 電子帳簿等保存【希望者のみ】

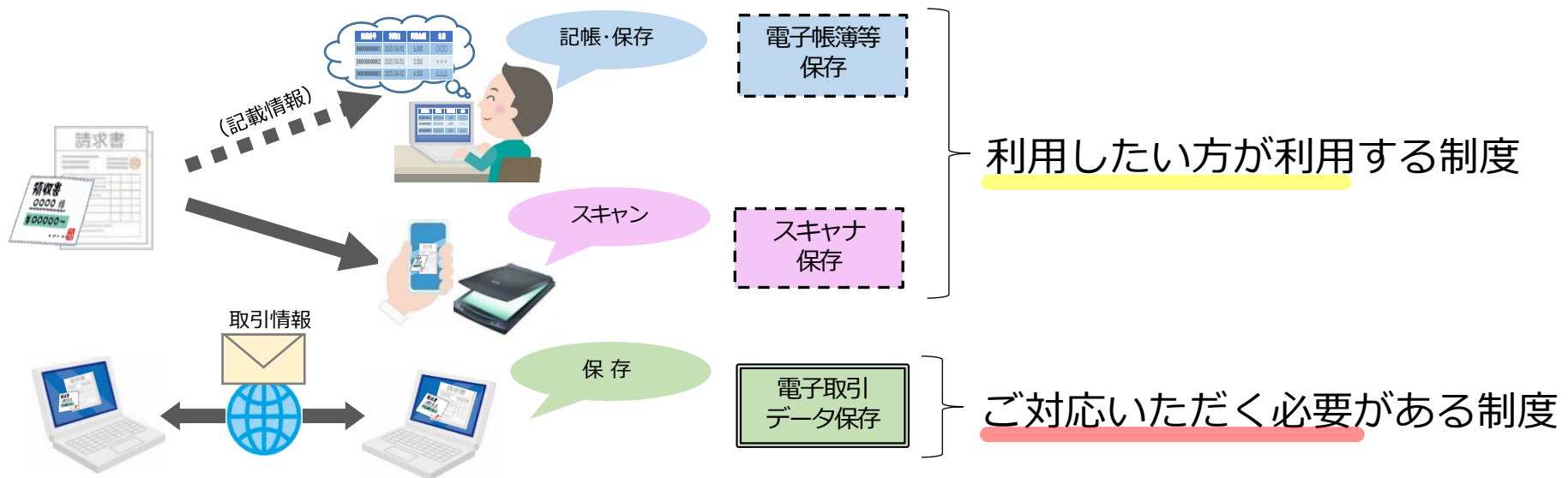
ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿（会計ソフトで作成している仕訳帳等）や国税関係書類（パソコンで作成した請求書等の控えや決算書等）については、プリントアウトして保存するのではなく、一定の要件の下で電子データのまま保存等ができます。〔平成10年度税制改正で創設〕

② スキャナ保存【希望者のみ】

決算関係書類を除く国税関係書類（例：取引先から受領した紙の領収書・請求書等）については、その書類自体を保存する代わりに、一定の要件の下でスマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。〔平成17年度税制改正で創設〕

③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、一定の要件の下でその電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。〔平成10年度税制改正で創設〕



申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある方が、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

どのようなデータの保存が必要なの？

- 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類（注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など）に相当するデータ（ファイル形式は問いません）を保存する必要があります。
- あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならぬ訳ではありません。

どのように保存する必要があるの？

- 改ざん防止のための措置をとる必要があります。
- 「日付・金額・取引先」で検索できる必要があります。
- ディスプレイやプリンタ等を備え付ける必要があります。

猶予措置について

- 資金不足・人手不足等によりシステム等の整備が間に合わない場合など、原則的なルールに従って電子取引データの保存を行うための環境が整っていない事情がある場合（所轄税務署長が相当の理由があると認める場合）には、猶予措置が設けられています。

改ざん防止のための措置（真実性の確保）

「改ざん防止のための措置（真実性の確保の要件）」

改ざん防止のための措置として、次のいずれかの措置をとることが必要となります

- (1) タイムスタンプが付与されたデータを受領
- (2) 保存するデータにタイムスタンプを付与
- (3) 訂正・削除の履歴が残る、または訂正・削除ができないシステムでデータを授受及び保存
- (4) 不当な改ざん防止のための事務処理規程を策定し、遵守

真実性の確保の要件がこのようになったのは、令和2年度の税制改正以降です。これまでの真実性の確保の要件の変遷を確認してみましょう。

改ざん防止のための措置（真実性の確保）の変遷

要件 税制改正	タイムスタンプが 付与されたデー タを受け取る	保存するデータ にタイムスタンプ を付与する	訂正削除履歴が 残るシステム等 を使用	不当な訂正削除 の防止に関する 事務処理規程の 制定・遵守	出力した書面を保 存する方法
平成10年	—	—	—	—	認められる
平成17年	—	真実性の確保の 要件	—	真実性の確保の 要件	↓
平成27年	—	併せて付与すること になっていた電子署 名が不要に	—		
令和2年	真実性の確保の 要件(追加)		真実性の確保の 要件(追加)		
令和3年		タイムスタンプを付 与するまでの期間 の変更			
令和5年		入力者情報が不要 に			
					認められない (電子取引データの まま保存する必要)

改ざん防止のための措置（真実性の確保）の変遷

平成10年度税制改正

電子取引データの保存制度は、電子帳簿保存制度が創設された平成10年からある制度です。

しかし、その当時は、電子取引データをデータのまま保存する場合における真実性の確保の要件はありませんでした。

また、保存方法として、出力した書面等を保存する方法も認められていました。

当時の税制改正の解説

所得税法及び法人税法においては、取引に関して相手方から受け取った注文書、領収書等や相手方に交付したこれらの書類の写しの保存義務が定められていますが、**EDI取引のようなペーパーレス取引においては、注文書、領収書等の書面の授受は行われず、これらに相当するデータがやり取りされるだけであることから、このような取引においては、この注文書、領収書等の原始記録の保存が行われない結果となりかねない状況にありました。**

そのため、このような状況やEDI取引が急速に普及してきている状況を考慮し、**電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存が制度化された。**

改ざん防止のための措置（真実性の確保）の変遷

平成17年度税制改正

平成17年度税制改正でスキャナ保存制度が創設されたことに併せて、電子取引データを電磁的に保存する場合における真実性の確保の要件が措置されました。

当時の税制改正の解説

情報通信技術の進展やペーパーレス取引が進む中、適正公平な課税を確保するための環境整備として、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件が整備されました。

保存義務者は、～（書面打ち出し等の方法で保存する場合を除き、）その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を、その取引情報の受領が書面により行われたとした場合又はその取引情報の送付が書面により行われたその写しが作成されたとした場合に、国税の法律の規定により、その書面を保存すべきこととなる場所に、その書面を保存すべきこととなる期間、**真実性の確保のための措置**を行い、**保存しなければならない。**

真実性の確保のための措置（次のいずれか）

- 取引情報の授受後遅滞なく、その電磁的記録の記録事項に電子署名を行い、かつその電子署名が行われている電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付与すること【**保存するデータにタイムスタンプを付与**】
- その電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、その規程に沿った運用を行い、その電磁的記録の保存に併せてその規程の備付けを行うこと【**不当な改ざん防止のための事務処理規程を策定し、遵守**】

令和2年度税制改正

電子取引データ保存における真実性の確保の要件を満たすための方法が追加（要件緩和）されました。

当時の税制改正の解説

近年、ICTの進展に伴い、多様な手段によりデータの適正性を確保することが可能になっています。また、例えば、従業員によるスマートフォンアプリを利用したキャッシュレス決済や、アプリ提供事業者から直接提供されるデータを活用した経費精算などの新しいシステムも広まってきています。～**電子的な請求書等や各種決済データを経理に活用すれば、取引先あるいは社内他部署との間において書面の授受を行う必要はなくなります。**また、それらのデータが**電子帳簿と連携すれば、記帳の正確性を確保する観点からも有益**です。

今回の改正においては、こうした利点を踏まえ、**請求書等の電子化を推進し、バックオフィスの効率化による企業等の生産性向上を図る観点から、電子取引を行った場合の電磁的記録の保存要件を緩和（選択肢の追加）**する見直しが行われました。

真実性の確保のための措置として、以下のものが追加

- 電磁的記録の記録事項について訂正又は削除ができない（訂正又は削除を行った場合には、これらの事実が確認できる）システムを使用して、電子取引の取引情報の授受及びその電磁的記録の保存を行うこと【**訂正削除履歴が残るシステムでデータを授受及び保存**】
- 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、その取引情報の授受を行うこと【**タイムスタンプが付与されたデータを受領**】

令和3年度税制改正

出力した書面を保存する方法が廃止され、電子取引データのままの保存が義務になりました。

これにより、電子取引データの保存に際しては、すべて真実性の確保の要件が必要になりました。

当時の税制改正の解説

出力書面等については、真実性の確保の要件を満たす措置を行う必要はありませんでしたが、税務手続の電子化を進める上での電子取引の重要性に鑑み、他社から受領した電子データとの同一性が十分に確保されないことから、出力書面等による保存措置を廃止することとされたものです。

真実性の確保が必要とされる理由



ところで、「真実性の確保」の要件はなぜ大事なのでしょう。

真実性の確保の要件が措置された平成17年の改正時には、「適正公平な課税を確保するため」と説明されていましたが、具体的にはどういったことなのでしょう。

申告納税制度においては、納税者の申告により、一次的に納税義務が確定します。したがって、申告納税制度が維持されるためには、**税務調査によって申告内容が正しいかの確認をすることが重要**となります。

申告内容が正しいかを確認するためには、帳簿や書類を確認することになりますが、より具体的には、

- ① 書類は真実のものか？改ざんされたものではないか？
- ② 真実のものであるとして、それは適切に申告に反映されているのか？

などといったことが挙げられます。

その中で、**①の部分（帳簿や書類の真実性）に疑義があれば、到底、正しい申告とは判断できません**ので、真実性の確保の要件を満たして電子取引データを保存していただく必要があります。

事業者のデジタル化も見据えた「真実性の確保の要件」



「真実性の確保」の要件を満たす方法は複数あるけれど、どの方法で満たせばいいのかな。

事業者の方の事情に応じて、検討していただくこととなりますが、ここでは事業者のデジタル化促進といった観点からご説明します。

真実性の確保の要件のうち、

「事務処理規程を備え付け、遵守する」という方法は、**システムの対応が不要で、コスト面も含めて導入まで手っ取り早いというメリット**があります。

しかし、「**システムの対応となっていないことにより手作業が多く残る**」、「**事務処理規程を策定したあとに従業員に徹底させることが大変**」といった**デメリット**があり、事業者のデジタル化という観点では最適とは言えません。

そこで、ぜひ「タイムスタンプを付与する方法」や「訂正削除履歴が残るシステムを使用する方法」といった、なるべく人の手が入らない**システムの対応**をご検討いただきたいと思います。

最初のハードルは少々高いですが、**システムの対応を採ることで、意識せずとも、電帳法の要件を満たした状態で電子取引データの保存ができています**こととなりますので、

- ・手作業が減り、煩雑な業務から解放
- ・ミスが減り、業務のスピードアップ
- ・本来やるべき業務に集中

といった効果が期待できます。

電子取引データの保存に係る猶予措置について

電子取引データ保存については、原則的な方法による保存ができない場合であっても、次の①と②を満たす場合には、猶予措置の適用を受けることができます。

- ① 原則的なルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が**相当の理由**があると認める場合（事前届出不要）



「人手不足」、「システム整備が間に合わない」、「資金不足」なども相当の理由として認められます。

- ② 税務調査等の際に、
- ・ 電子取引データの**ダウンロードの求め**
 - ・ 電子取引データを**プリントアウトした書面の提示・提出の求め**
- にそれぞれ応じることができるようにしている場合



猶予措置はいつまで適用できるのか



これまで、「猶予措置」を適用して電子取引データ保存を行ってきたけれど、いつまで適用できるのかな。税制改正の解説でも「恒久的な制度」って説明されているので、ずっと受け続けることができるってことでもいいのかな。

当時の税制改正の解説

この**猶予措置が恒久的な制度**（本則）として位置付けられ、事業者の実情に応じた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存が可能

「恒久的な制度」の意味するところは、猶予措置が「令和●年まで」といったように期限が決められた制度となっていないということを示したものです。

期限が決められていないということは、**いつまでも猶予措置が適用できるということではありません。**

猶予措置を受けるためには、あくまで「**原則的なルール**」に従って電子取引データを保存できなかったことについての「**相当の理由**」があることが必要です。

したがって、例えば、「人手不足」であることを理由にして、猶予措置を受けていた方であれば、人手不足の**状況が解消されれば、「相当の理由」もなくなる**こととなりますので、以降は、原則的なルールに従って、保存する必要があります。

事業者のデジタル化も見据えた対応を目指して



これまで、「猶予措置」を適用して電子取引データ保存を行ってきたが、適用を受けるための「相当の理由」がなくなれば、原則的な保存をしなければならないのか。

最近、少し資金繰りに余裕がでてきたので、何かに投資をしようと考えているが、電子取引データ保存をはじめとする電帳法に対応するシステムに投資すべきなのは悩ましい問題だなあ・・・

事業者の方の事情に応じて、検討していただくこととなりますが、ここでは、電子取引データ保存への対応を事業者のデジタル化促進といった観点から、ご説明します。

電子取引データ保存について、猶予措置を適用して対応する場合、電子取引データをデータのまま保存することに加え、その**電子取引データを書面でも打ち出し、保存しておく必要**があり、**打ち出して綴ることの手間**に加え、**保管場所の問題**も生じます。

そこで、原則的な保存、特に「タイムスタンプを付与する方法」や「訂正削除履歴が残るシステムを使用する方法」といったなるべく人の手が入らない**システム的な対応を採ることで、意識せずとも、電帳法の要件を満たした状態で、電子取引データの保存ができます。**

このような方法であれば、**保存にかかる手間が減り、保管場所の問題も生じず、また事務の効率化による生産性の向上**といった利点もありますので、ぜひご検討をお願いします。

ただし、**適切に電帳法にご対応いただくことが何より重要**です。

相当の理由がある場合には、猶予措置も適用して、適切に電帳法にご対応ください。

～電子帳簿等保存制度特設サイトのご紹介～

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

▶ 本文へ ▶ English ▶ 文字拡大

ホーム 税の情報・手続・用紙 ▶ 刊行物等 ▶ 法令等 ▶ お知らせ

ホーム / 法令等 / その他法令解釈に関する情報 / 電子帳簿保存法関係 / 電子帳簿等保存制度特設サイト

電子帳簿等保存制度特設サイト

電子帳簿保存法は、税務関係帳簿書類のデータ保存を可能とする法律で、同法に基づく各種制度を利用することで、経理のデジタル化が図れます。

また、取引に関する書類に通常記載される情報（取引情報）を含む電子データをやり取りした場合の、当該データに関する保存義務やその保存方法等についても同法により定められていますので、**所得税法・法人税法上の保存義務者となる方は、特に「電子取引」についてご確認ください。**

制度別に調べる

- 電子取引**
メールやインターネットを介してやり取りした取引情報に係るデータの保存義務について
- 電子帳簿・電子書類**
会計ソフト等パソコンを使用して帳簿や取引書類を作成、保存したい方へのご案内
- スキャナ保存**
取引関係書類を画像データ化して保存したい方へのご案内

項目別に調べる

- 法令
- 取扱通達
- Q&A
- 制度の概要
- パンフレット・紹介動画
- 届出様式

※ 上記の項目部分をクリックすると、該当ページにジャンプします。

製品・問い合わせ先を調べる

電帳法対応の市販ソフトが知りたい

- 市販ソフト**
自社開発システムの要件定義に悩んでいる
- 自社開発システム**
制度に関する一般的なご相談（制度や法令等の解釈・適用についてのご相談や手続案内など）
- 一般的なご質問**

※ リンク先の電話で相談する（国税局電話相談センターのご案内）をご確認ください。

電子帳簿等保存制度特設サイト →



ご清聴ありがとうございました

詳しくはコチラ

国税庁 電子帳簿保存法 

